

国立大学法人山形大学 中期計画

【平成 22 年 3 月 31 日 文部科学大臣認可】

【平成 23 年 3 月 31 日 文部科学大臣変更認可】

【平成 26 年 3 月 31 日 文部科学大臣変更認可】

【平成 27 年 3 月 31 日 文部科学大臣変更認可】

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

[学士課程]

- 1-1. 健全で良識ある市民を育成するため、充実した基盤教育（教養教育）プログラムを整備する。
- 1-2. 高等学校教育からの円滑な接続を図り、修学に必要な基本的知識・能力を身につけさせるための初年次教育を充実させる。
- 1-3. 幅広い教養を基盤として、各専門分野の明確な教育到達目標と学位授与方針に基づき体系的な学士課程教育を実施する。
- 1-4. 外国語及び日本語による討論・発表・文章作成能力、読解能力、情報処理能力など、修学上のみならず社会人としても不可欠な基本的なリテラシーを向上させるための授業科目を整備する。
- 1-5. 主体的学習のための的確な指導を行うとともに、客観的な成績評価を実施する。

- 2-1. 豊かな人間性を育むため、自然や地域社会をキャンパスとして活用したフィールド活動や体験型授業を実施する。
- 2-2. 学生の進路を想定したキャリア教育を充実させるとともに、インターンシップなどを活用して学生のキャリア形成を支援する。

[大学院課程]

- 3-1. 専門分野の特性及び社会的ニーズに応じたカリキュラム編成を行う。
- 3-2. 研究能力を育成するために的確な指導を行い、十分な研究環境を整備する。
- 3-3. 修士課程、博士課程、専門職学位課程に応じた明確な教育到達目標に基づき、高度な専門性を有する学位を授与する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1-1. 基盤教育（教養教育）の企画運営を担う責任部署を整備し、教育組織を充実させる。
- 1-2. 授業内容や教育方法の改善のため、授業評価や組織的な研修活動を継続的に実施する。

- 1-3. 教育改善を図るため、在學生・卒業生・修了生・進路先等を対象に、教育効果や満足度についての調査を定期的実施する。
- 1-4. e-learning の活用を図るとともに、その特性を踏まえた教育方法の改善を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1-1. 学生各人の多様なニーズに応える修学支援システムを拡充し、学生が主体的に学ぶための支援体制を整備する。
- 1-2. 学生生活実態調査などに基づき、学生支援システムの改善・充実を進める。
- 1-3. 学生生活に対する多面的な支援を実施する。
- 1-4. 学生の社会参加や、学生主体で企画・実施する意欲ある活動に対する支援制度を充実させる。
- 1-5. 社会状況に応じた実践的キャリア支援事業を充実させる。
- 1-6. 卒業生・修了生への継続的な情報発信を行うとともに、生涯学習の機会を提供するなど一貫した支援を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1-1. 総合大学の利点を活かし、学部横断的なプロジェクト研究を推進する。
- 1-2. 基礎研究の成果を活かし、世界レベルの先進的研究、独創的・萌芽的研究を重点的に支援する。
- 1-3. 地域に根ざした研究、社会に貢献する研究を重点的に支援する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1-1. 競争的研究資金獲得のための充実した支援等により、研究者が意欲的に研究に取り組むことができる環境を整備する。
 - 1-2. 多様な雇用制度を活用し、研究を推進するための組織的基盤を整備する。
 - 1-3. 優秀な技術職員や事務職員を育成するなど、研究活動に対する支援体制を充実させる。
-
- 2-1. 若手研究者が国際的な研究環境下で研鑽できる機会を提供する。
 - 2-2. 若手研究者が自立して研究を行うことができるよう、研究資金支援等を実施する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 1-1. 平成25年度地(知)の拠点整備事業に採択された「自立分散型(地域)社会システムを構築し、運営する人材の育成」を中心に、総合大学としての資源を活かし、地域が抱える課題の解決と、そのための人材育成を図る

ため、地域のニーズを踏まえた教育カリキュラムの改善、研究の実施、地域づくりへの貢献を積極的に推進し、大学と地域の連携を強化する取組を進める。

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 1-1. 多彩な教育研究資源を活用し、社会のニーズに応える多様な学習の機会を提供する。
- 1-2. 地域の大学・教育機関及び文化施設・団体と連携し、地域の教育や文化活動を支援する。
- 2-1. 専門分野の特性を活かし、地域経済や地域産業の振興に向けて、企業や自治体等との連携活動を推進する。
- 2-2. 社会のニーズに基づき政策形成や地域づくりに貢献する。
- 2-3. 多様な研究資源を発掘・活用する体制を整備する。

(3) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 1-1. 在学中における海外での学習体験を推奨・支援し、国際性を育む修学環境を整備する。
- 1-2. 充実した留学生支援を実施する。
- 1-3. 海外の教育研究機関との研究者交流を推進する。
- 2-1. 海外サテライトの活用や協定校との連携により、多彩な国際交流活動を展開する。
- 2-2. 地域と連携した国際交流活動を推進する。

(4) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 1-1. インフォームド・コンセントに基づいて、患者との良好な信頼関係を樹立する。
- 1-2. 学部教育におけるクリニカル・クラークシップの強化・充実、医療従事者を対象とした生涯教育セミナーの充実等を通じて、厳しい倫理観を持った創造的な医療人を育成する。
- 1-3. 多様化する患者のニーズに応えるため、がんセンター、地域医療連携センター、疾患別治療センター等の病院附属組織の機能を強化・充実させる。
- 1-4. 地域住民のニーズに対応した病院資源や情報の提供を行い、地域医療に貢献する。
- 2-1. 急性期医療の中心的役割を担当する。
- 2-2. 母子保健医療分野での病病および病診連携を強化する。
- 3-1. 卒後臨床研修センターや総合医学教育センター等の活動の充実を推進す

る。

3-2. 医療従事者の計画的な循環型研修体制の整備を図り、研修機会の拡大と人材育成を推進する。

4-1. グローバルCOEプログラム「分子疫学の国際教育研究ネットワークの構築」等で得られた研究成果を基に、高度先進医療の開発を推進する。

4-2. 臨床研究の推進のため、治験管理センターの機能を充実し、新薬開発や臨床研究などの活性化を推進する。

(5) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1-1. 附属学校園運営の改善を推進し、大学附属としての特色を活かした効率的な学校運営を実施する。

1-2. 大学との連携による実践的な研究活動及び教育実習を行う。

1-3. 附属学校園間の連携を強化し、円滑な接続と相互交流による一貫性の高い教育を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

1-1. 学長の行動指針を策定し公表する。

1-2. 大学構成員及び外部有識者の意見を積極的に大学経営に反映させる。

1-3. 職員の能力向上のための研修を継続して実施する。

2-1. 各学部及び各研究科等の組織編成を不断に見直し、適切な教育研究体制を整備する。

2-2. 多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。
特に年俸制については、適切な業績評価体制の構築を前提に、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき促進する。

2-3. 機動的・戦略的な法人運営を行うため、教員を全学的に一元管理する「学術研究院」を設置する。

3-1. 男女共同参画を推進するため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した就業環境を整備する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1-1. 機能的な事務組織体制の整備を進めるとともに、業務の見直し及び改善を不断に実行する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための

措置

- 1-1. 本学に対応しい入学者の確保に努め、学生定員を安定的に充足する。
- 1-2. 競争的研究資金等の外部研究資金獲得のため、全学的な支援の取り組みを強化する。
- 1-3. 病院再整備計画を着実に進め、診療機能の充実等による病院収入の増額を図るとともに、債権管理を徹底し健全な病院経営を目指す。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1-1. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。
- 2-1. 管理的経費の抑制に向けて、現状分析に基づいた計画を策定し、実施する。
- 2-2. 調達手法等の見直しにより、経費の抑制を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1. 施設等の機能保全、維持管理及び予防的な保守・点検等を実施する。
- 1-2. 余裕資金を適切に把握し、効果的な運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1-1. 大学の諸活動に関する適切な自己点検・評価を実施し、大学経営の改善に活用する。
- 1-2. 大学の諸活動に関するデータを集約するシステムを構築し、評価や戦略策定に活用する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1-1. 本学の教育研究活動や業務運営に関する最新情報を積極的に社会へ発信する。
- 1-2. 社会への説明責任を果たすため、保有する情報の適切な公開を実施する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1-1. キャンパスの魅力を向上させるため、キャンパス整備計画において、学生の視点や環境の保全、国際化等を意識した見直しを行い、施設の有効活

用を含めた施設整備を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1-1. 様々なリスクに迅速かつ適切に対処するため、各部局と事務局における役割分担を明確にしつつ、全学における総合的なリスク管理体制を確立する。

1-2. 教職員及び学生を対象とした安全管理に関する講習会、訓練等を定期的
に実施する。

2-1. 本学の情報セキュリティポリシーに基づき研修・教育等を実施し、情報
セキュリティを強化する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

1-1. 監査体制等を充実し、法令遵守や法人倫理の確立等、内部統制機能を強
化する。

1-2. 研修等を通じて役員、教職員及び学生一人一人の社会的責任、法令遵守
に対する意識を向上させる。

Ⅵ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

31億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対
策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

・なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

・医学部附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本
学の敷地及び建物を担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

・決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究、診療の質の向上及び組

織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
小白川団地総合研究棟改修（教養教育）、附属病院病棟改修、PET検査施設・設備整備、小規模改修	総額 6,461	施設整備費補助金（1,137） 長期借入金（4,934） 国立大学財務・経営センター 施設費交付金（390）

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、長期借入金、国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

○ 人事に関する方針について

（教 員）

1. 教育研究の活性化等の観点から、任用形態の多様化を図るなど、積極的かつ効果的な教員人事を行う。
2. 人事評価を給与へ反映させ、教員の意欲を高めることにより、教育・研究の充実を図る。

（事 務）

1. 人事評価を給与へ反映させ、職員の意欲を高めることにより、大学運営の効率化と円滑化を推進する。
2. 職員の資質向上を図り、機動的かつ効果的な職員の配置を行う。

（参 考）中期目標期間中の人件費総額見込み 92,261百万円
（退職手当は除く）

3. 中期目標期間を超える債務負担

（PFI事業）

なし

（長期借入金）

（単位：百万円）

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学 財務・経営 センター)	835	891	1,156	1,143	1,185	1,277	6,487	13,746	20,233

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

なし

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ・ 教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

別表（収容定員）

平成22年度	人文学部	1, 240人
	地域教育文化学部	960人
	理学部	740人
	医学部	910人
	(うち医師養成に係る分野	655人)
	工学部	2, 570人
	農学部	620人
	社会文化システム研究科	24人
	(うち 修士課程	24人)
	地域教育文化研究科	28人
	(うち 修士課程	28人)
	医学系研究科	191人
	(うち 博士課程	104人
	博士前期課程	57人
	博士後期課程	30人
	理工学研究科	746人
	(うち 博士前期課程	647人
	博士後期課程	99人
	農学研究科	96人
	(うち 修士課程	96人)
	教育実践研究科	40人
	(うち 専門職学位課程	40人)

別表（収容定員）

平成23年度	人文学部	1, 240人
	地域教育文化学部	960人
	理学部	740人
	医学部	930人
	(うち医師養成に係る分野	680人)
	工学部	2, 540人
	農学部	620人
	社会文化システム研究科	24人
	(うち 修士課程	24人)
	地域教育文化研究科	28人
	(うち 修士課程	28人)
	医学系研究科	199人
	(うち 博士課程	104人)
	博士前期課程	62人
	博士後期課程	33人)
	理工学研究科	747人
	(うち 博士前期課程	650人)
	博士後期課程	97人)
	農学研究科	96人
	(うち 修士課程	96人)
	教育実践研究科	40人
	(うち 専門職学位課程	40人)

別表（収容定員）

平成24年度	人文学部	1, 240人
	地域教育文化学部	960人
	理学部	740人
	医学部	955人
	(うち医師養成に係る分野	705人)
	工学部	2, 510人
	農学部	620人
	社会文化システム研究科	24人
	(うち 修士課程	24人)
	地域教育文化研究科	28人
	(うち 修士課程	28人)
	医学系研究科	202人
	(うち 博士課程	104人)
	博士前期課程	62人
	博士後期課程	36人)
	理工学研究科	741人
	(うち 博士前期課程	646人)
	博士後期課程	95人)
	農学研究科	96人
	(うち 修士課程	96人)
	教育実践研究科	40人
	(うち 専門職学位課程	40人)

別表（収容定員）

平成25年度	人文学部	1, 240人
	地域教育文化学部	960人
	理学部	740人
	医学部	980人
	(うち医師養成に係る分野	730人)
	工学部	2, 480人
	農学部	620人
	社会文化システム研究科	24人
	(うち 修士課程	24人)
	地域教育文化研究科	28人
	(うち 修士課程	28人)
	医学系研究科	202人
	(うち 博士課程	104人)
	博士前期課程	62人
	博士後期課程	36人)
	理工学研究科	739人
	(うち 博士前期課程	646人)
	博士後期課程	93人)
	農学研究科	96人
	(うち 修士課程	96人)
	教育実践研究科	40人
	(うち 専門職学位課程	40人)

別表（収容定員）

平成26年度	人文学部	1, 240人
	地域教育文化学部	960人
	理学部	740人
	医学部	995人
	(うち医師養成に係る分野	745人)
	工学部	2, 480人
	農学部	620人
	社会文化システム研究科	24人
	(うち 修士課程	24人)
	地域教育文化研究科	28人
	(うち 修士課程	28人)
	医学系研究科	202人
	(うち 博士課程	104人)
	博士前期課程	62人
	博士後期課程	36人)
	理工学研究科	739人
	(うち 博士前期課程	646人)
	博士後期課程	93人)
	農学研究科	96人
	(うち 修士課程	96人)
	教育実践研究科	40人
	(うち 専門職学位課程	40人)

別表（収容定員）

平成27年度	人文学部	1, 240人
	地域教育文化学部	960人
	理学部	740人
	医学部	1, 000人
	(うち医師養成に係る分野	750人)
	工学部	2, 480人
	農学部	620人
	社会文化システム研究科	24人
	(うち 修士課程	24人)
	地域教育文化研究科	28人
	(うち 修士課程	28人)
	医学系研究科	202人
	(うち 博士課程	104人)
	博士前期課程	62人
	博士後期課程	36人)
	理工学研究科	739人
	(うち 博士前期課程	646人)
	博士後期課程	93人)
	農学研究科	96人
	(うち 修士課程	96人)
	教育実践研究科	40人
	(うち 専門職学位課程	40人)